



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	特別区長会が実施・奨励している特別区全国連携プロジェクトの一環として行うものである。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略上の国内交流の方向性に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	各地域の活性化支援の観点から、区が積極的に補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	近隣地域のみでの実施にとどまるなど、事業規模の縮小・廃止や発展の阻害が懸念される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	確保されている上、区報、ホームページ等でも広く募集している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助金の交付申請、決定、額の確定等の手続について、要綱の規定に則り運用している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	民間主導の交流を推進していくため、奨励的立場から支援していくことが望ましい。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	様々な地域交流の継続や促進を支援することにより、地域との関係性の構築や活性化を図ることができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	事業規模に応じた金額を支出する予定であり、これによる団体の負担軽減は交流の継続・発展を喚起できる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	補助事業は、区民が参加する交流事業を対象としており、交流の活性化により、更に広い範囲での効果還元が期待できる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法その他諸規定への抵触はないものと認識している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	交付申請時、実績報告時に提出を求める資料から、適当と認められる団体へ補助を行う。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	交付申請時、実績報告時に提出を求める資料から、会計処理等の適否を詳細に確認する。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	—	—	—	10
決算(予算)額	—	—	—	1,000
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				1,000
一般財源				0
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成28年度から補助開始予定			

### 5 課題及び今後の方向性

本補助事業は、特別区長会が交付する特別区全国連携プロジェクト関連事業助成金を活用して実施するものである。  
 今後、実績を踏まえ当該事業の継続・発展・廃止を含めた検討を行い、国内交流促進のための効果的な施策を検討・実施していく必要がある。